

広島市デジタル化推進支援業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和6年3月21日

次のとおり、企画提案書を募集します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市デジタル化推進支援業務

(2) 業務内容

別紙「広島市デジタル化推進支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

76,455,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

内訳

令和6年度 25,485,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和7年度 25,485,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和8年度 25,485,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事業担当課

企画総務局行政経営部情報政策課（広島市役所北庁舎4階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2671（直通）

FAX：082-504-2637

E-mail：info-sys@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加は、代表者が(1)から(7)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(5)の要件を満たす場合に限り認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (3) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。
- ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。（併せて会社概要（様式5）を提出すること。）
- ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 本件業務の従事者は平成31年4月以降、国、都道府県又は政令指定都市において、下記に掲げるア及びイの業務の従事実績を有すること。
- ア 国が策定した業務・システム最適化計画又はこれに準じた計画に基づき構築した情報システムのプロジェクト管理に関する業務
 - イ 情報システムの導入、改修、運用等の協議に係る審査に関する業務
- (7) 落札者又は本件業務の従事者が所属する部署等は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を受けていること。

3 公募型プロポーザル説明書等の配布方法

公募型プロポーザル説明書及び応募書類書式は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすることができる。

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和6年4月9日（火）までの閉庁日を除く毎日。
午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記 1 (5)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式 1）、履行実績調書（様式 3）及び従事者の証明書（様式 4）を作成し、前記 1 (5)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。なお、複数の事業者で構成する共同体として応募する場合は、共同体を構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 6 年 3 月 2 9 日（金） 午後 5 時 1 5 分

(2) 提出場所

前記 1 (5)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式 6）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（前記 3 資料等の配布ページと同様）に掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 6 年 4 月 1 8 日（木） 午後 5 時 1 5 分

(2) 提出場所

前記 1 (5)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限り、期限までに必着のこと。）により提出すること。

7 受託候補者の特定

(1) 企画提案書の審査は、広島市デジタル化推進支援業務公募型プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約書作成の要否

要する。

- (4) その他

詳細は公募型プロポーザル説明書による。